

平成 23 年 6 月 補正予算要求事業調書

1 予算要求事業の概要

事業名(予算の事務事業名)		区分		
5	児童手当等給付事業	新規	拡大 <b>継続</b>	
会計区分	款	項	目	所管
一般会計	3	4	2	子ども未来局 子ども育成部 子育て支援課
事務事業の位置付け				
しあわせ倍増プラン2009	番号		事業名	
総合振興計画新実施計画	事業コード		事業名	
根拠法令・条例・規則等				
予算要求事業の概要				
内容	中学生までの子どもに月13,000円を支給する子ども手当法を平成23年9月末まで6か月単純に延長する「つなぎ法」の成立に伴い、費用負担割合に沿った国庫負担金、県負担金及び一般財源の財源構成の変更を行います。また、併せて、子ども手当の上積みのための財源等について、減額補正を行うものです。			
目的・目標	<p>&lt;目的&gt; 次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援することを目的とします。</p> <p>&lt;目標&gt; 次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、中学校修了前の子どもを養育している方に、子ども1人につき13,000円を支給します。</p>			
現状と課題	<p>&lt;現状(平成23年4月1日時点)&gt; つなぎ法の成立に伴い、中学生までの子どもに月13,000円を支給する子ども手当が9月末まで6か月延長となりました。</p> <p>&lt;課題&gt; 制度変更が度々行われると、事務経費の増大、市民等への周知などが必要となります。</p>			
今後のスケジュール	平成23年4月	平成22度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正		
	平成23年5月	2月～9月分子ども手当交付金及び負担金概算交付申請		
	平成23年6月	2月～5月分子ども手当の支払い		
	平成23年10月	6月～9月分子ども手当の支払い		

2 補正予算要求の理由と効果

要求理由	緊急性	子ども手当は、地方自治法に定める法定受託事務であり、負担割合に沿った国庫負担金、県負担金及び一般財源の財源構成の変更を行う必要があります。
	実施義務	根拠法令等 国民生活等の混乱を回避するための平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律(つなぎ法)
	他市の実施状況	政令市： 県内他市：
効果	対象者	市内に住所があり、中学校修了前の子どもを養育している者
	効果	次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援します。

3 補正前予算と補正予算要求の内容 (単位：千円)

区分	金額	備考
平成23年度	<b>補正前予算</b>	28,268,260 <積算内訳> 1 子ども手当の支給費
	財源内訳	国庫支出金 27,345,805 県支出金 461,225 一般財源 461,230
	<b>補正予算要求</b>	2,140,600 <積算内訳> 1 子ども手当の支給費 子ども手当上積み分(3歳未満、月額7,000円)減額
6月補正予算	財源内訳	国庫支出金 6,752,865 <財源更正> 県支出金 2,306,135 つなぎ法の成立による補正後の予算額 一般財源 2,306,130 国庫支出金 20,592,940 県支出金 2,767,360 一般財源 2,767,360
	<b>財政局長査定</b>	2,140,600 <査定内容> 1 子ども手当の支給費 子ども手当上積み分(3歳未満、月額7,000円)減額
	財源内訳	国庫支出金 6,752,865 <財源更正> 県支出金 2,306,135 つなぎ法の成立による補正後の予算額 一般財源 2,306,130 国庫支出金 20,592,940 県支出金 2,767,360 一般財源 2,767,360
<査定理由> 法の成立及び国の補正予算の成立を受け、6月補正予算に計上することとしました。		
市長査定	<b>市長査定</b>	2,140,600 <査定内容> 1 子ども手当の支給費 子ども手当上積み分(3歳未満、月額7,000円)減額
	財源内訳	国庫支出金 6,752,865 <財源更正> 県支出金 2,306,135 つなぎ法の成立による補正後の予算額 一般財源 2,306,130 国庫支出金 20,592,940 県支出金 2,767,360 一般財源 2,767,360
	<査定理由> 財政局長査定の内容及び理由について、適正と認められるため、財政局原案のとおりとしました。	